

袴田さん無罪確定へ



支援者らと日課の散歩に出かける袴田巖さん（右から2人目）。再審無罪とした静岡地裁判決に対し、検察が控訴断念を発表した＝8日午後4時19分、浜松市

検察、再審控訴断念

死刑事事件 検事総長が謝罪

1966年の静岡県一家4人殺害事件で死刑が確定した袴田巖さん(88)の裁判をやり直す再審で、無罪とした静岡地裁判決に対し、畠本直美検事総長は8日、控訴しないと表明した。袴田さんの無罪が確定する。控訴期限は10日だった。戦後、死刑事事件の再審無罪判決は袴田さんで5例目で、過去4例は検察が控訴せず確定していた。

畠本検事総長は談話では、袴田さんが犯人とは認められないと結論付けた。法的地位が不安定な状況に置かれた。申し訳なく思う」と謝罪した。

9月26日の再審判決は、犯行着衣とされた「5点の衣類」や、自白調書など三つの証拠を捜査機関による捏造(ねつぞう)と認定。これらを排除して残った証拠でし入れていた。

袴田巖さんの再審 1966年、静岡県清水市(現静岡市)のみぞ製造会社専務宅が全焼し、一家4人の他殺体が見つかった。強盗殺人などの容疑で逮捕され、起訴された袴田巖さん(88)は公判で無罪を主張したが、80年に死刑が確定した。第2次再審請求で静岡地裁が2014年、再審開始を認める決定。死刑執行停止となった袴田さんは約48年ぶりに釈放された。検察側の即時抗告で審理は継続。23年3月に東京高裁が再審開始を認め、検察側の特別抗告断念により確定した。同10月から静岡地裁で再審公判が始まり、24年9月26日、無罪判決が言い渡された。